

議案第20号

小金井市市営住宅条例及び小金井市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

小金井市市営住宅条例及び小金井市高齢者住宅条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法等の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

# 小金井市市営住宅条例及び小金井市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

(小金井市市営住宅条例の一部改正)

第1条 小金井市市営住宅条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 市のホームページ

第6条第2号アを次のように改める。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、住宅事情等を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に定める場合 214,000円

第6条第2号イ中「一」を「いずれか」に、「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる障害の種類に応じそれぞれに定める程度であるもの

(イ) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(ロ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ハ) 知的障害 (ロ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて市営住宅入居者の資格を定めることができる。

第7条第1項中「前条第1号から第3号まで」を「前条第1項第1号から第3号まで」に改め、同条第2項中「前条第2号ア」を「前条第1項第2号ア」に、「同条第1号から第3号まで」を「同項第1号から第3号まで」に改め、同条第3項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

第29条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第53条及び第54条中「第6条第4号」を「第6条第1項第4号」に改める。

(小金井市高齢者住宅条例の一部改正)

第2条 小金井市高齢者住宅条例（平成10年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「令第6条第5項第1号に定める上限の数値」を「214,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の小金井市市営住宅条例第6条第2項第2号の規定の適用については、同号中「入居者が60歳以上」とあるのは「入居者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「いずれもが60歳以上」とあるのは「いずれもが同日前において57歳以上」とする。

小金井市市営住宅条例及び小金井市高齢者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市営住宅条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 市のホームページ</u></p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>2 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者(第4号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。)を含む。)は、市内に住所を有するほか次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、住宅事情等を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に定める場合 214,000円</u></p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸する</p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) テレビジョン</u></p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>2 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者(第4号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。)を含む。)は、市内に住所を有するほか次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>一</u>に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するた</p>	<p>公募方法の変更</p> <p>条例委任に伴う入居者収入基準額の設定</p> <p>用語の整備</p>

<p>ため借り上げるものである場合 <u>214,000円</u> (当該災害発生の日から3年を経過した後は、<u>158,000円</u>)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000円</u></p> <p>(3) } (4) } 省略</p> <p>2 前項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) <u>入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合</u></p> <p>ア <u>障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる障害の種類に応じそれぞれに定める程度であるもの</u></p> <p>① <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>② <u>精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</u></p> <p>③ <u>知的障害 ②に規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p>イ <u>戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p>ウ <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p>エ <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>オ <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病</u></p>	<p>ため借り上げるものである場合 <u>令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) } (4) } 省略</p>	<p>条例委任に伴う入居者収入基準額の設定</p> <p>入居者資格要件の条例委任に伴う規定の追加</p>
--	--	---

<p>療養所入所者等</p> <p>(2) <u>入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p>(3) <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて市営住宅入居者の資格を定めることができる。</u></p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 <u>前条第1項第2号アに掲げる市営住宅の入居者が、入居後に特別な事由により単身者世帯となった場合においては、その者は、<u>同項第1号から第3号までに掲げる条件を具備するものとみなす。</u></u></p> <p>3 <u>前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、<u>同項各号</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u></p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 }</p> <p>(入居の決定等に関する意見聴取)</p> <p>第53条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について市長が特に必要があると認めるときは、<u>第6条第1項第4号</u>、第12条第2項、第13条第2項及び第42条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 <u>前条第2号アに掲げる市営住宅の入居者が、入居後に特別な事由により単身者世帯となった場合においては、その者は、<u>同条第1号から第3号までに掲げる条件を具備するものとみなす。</u></u></p> <p>3 <u>前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、<u>同条各号</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u></p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 }</p> <p>(入居の決定等に関する意見聴取)</p> <p>第53条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について市長が特に必要があると認めるときは、<u>第6条第4号</u>、第12条第2項、第13条第2項及び第42条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</p>	<p>入居者資格要件の条例委任に伴う規定の追加</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	--

<p>(市長への意見)</p> <p>第54条 警視総監は、市営住宅に入居しようとする者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は現に入居している者（同居する者を含む。）について、<u>第6条第1項第4号</u>、第12条第2項、第13条第2項及び第42条第1項第6号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べるができる。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の小金井市市営住宅条例第6条第2項第2号の規定の適用については、同号中「入居者が60歳以上」とあるのは「入居者が平成25年4月1日以前において57歳以上」と、「いずれもが60歳以上」とあるのは「いずれもが同日前において57歳以上」とする。</p>	<p>(市長への意見)</p> <p>第54条 警視総監は、市営住宅に入居しようとする者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は現に入居している者（同居する者を含む。）について、<u>第6条第4号</u>、第12条第2項、第13条第2項及び第42条第1項第6号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べるができる。</p>	<p>規定の整備</p>
---	---	--------------

小金井市高齢者住宅条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 高齢者住宅に入居できる者（第6号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。）を含む。）は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号、第4号及び第6号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) }  (2) } 省略  (3) }</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 高齢者住宅に入居できる者（第6号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。）を含む。）は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号、第4号及び第6号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) }  (2) } 省略  (3) }</p>	

<p>(4) 前年中の収入が <u>214,000</u> 円以下であること。</p> <p>(5) } 省略 (6) }</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(以下省略)</p>	<p>(4) 前年中の収入が <u>令第6条第5項第1号に定める上限の数値以下</u> であること。</p> <p>(5) } 省略 (6) }</p>	<p>入居者収入基準額を条例で規定</p>
---	--	-----------------------